

時間外投げ込み

令和7年8月27日

報道機関 各位

青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課

車検切れ公用車の公務使用について

青森県上北保健所が使用する公用車について、車検期間及び自賠責保険の有効期間が満了していたにもかかわらず使用していた事実が下記のとおり判明しましたので、お知らせいたします。

県民の皆様の信頼を損ねる結果となりましたこととお詫びするとともに、上北保健所長のコメントを別紙のとおり提供させていただきます。

なお、健康医療福祉部内で他に同様の事例はありません。

記

1 事実が判明した経緯

令和7年8月21日、上北保健所職員が関係資料を確認していたところ、同所で使用している公用車1台が車検満了日を経過していることが判明。

2 車両使用状況等

- (1) 車検満了日：令和7年7月24日
- (2) 自賠責保険満了日：令和7年7月25日
- (3) 走行日数：10日
- (4) 走行回数：12回
- (5) 走行距離：395キロメートル
- (6) 運転人数：延べ12人
- (7) 事故等：なし

3 判明後の対応

- (1) 令和7年8月21日付で直ちに車両の使用を中止し、車検を実施できるよう業者に依頼。
- (2) 令和7年8月25日付で十和田警察署に報告。

4 再発防止策

- (1) 車検スケジュールを所内の庶務担当者以外の職員も含めて複数人で共有すること。
- (2) 運転日誌の表紙及び公用車予約簿に、車検満了日を記載すること。
- (3) 公用車のダッシュボードに車検満了日のカード等を貼ること。

報道機関用提供資料	
担当課・担当者	健康医療福祉政策課 古川総務GM (内線 6207 直通 017-734-9276) 上北保健所 中川原次長 (0176-23-4261 (代表))
報道監	健康医療福祉部 工藤次長 (内線 6201)

(別紙)

上北保健所長 コメント

【公用車の車検切れについて】

このたび、上北保健所が使用する公用車について、車検期間及び自賠責保険の有効期間が満了していたにもかかわらず使用していた事実が令和7年8月21日に判明しました。

車輛管理に関するチェック体制の不備が招いた事態であり、県民の皆様からの信頼を損ねてしまったことを深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

今後は、同様の事態を発生させないよう、チェック体制の強化を図るなど、公用車の管理体制を見直して再発防止に努めるとともに、信頼回復に努めてまいります。

上北保健所長 鈴木 豊